

## III 資料編



## 「人権に関する市民意識調査」ご協力のお願い

川崎市では、人権を尊重し、共に生きる社会をめざして、市民の皆様の人権に関する意識などについて、定期的にアンケート調査を行っています。

アンケートをお願いする方には、ご負担をおかけすることになりますが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

この調査は、川崎市内にお住まいの満20歳以上の方の中から、無作為に選ばせていただいた2,500の方にお送りしています。

お答えいただいた結果はすべて統計的に処理します。また、「株式会社総合企画」に事務を委託しますが、川崎市個人情報保護条例に基づき適切に行います。個人情報などが外部に漏れるなどのご迷惑をおかけすることはありませんので、安心してお答えください。

他に「やさしい日本語（ふりがな付き）」「拡大文字」「点字」「英語」「中国語」「韓国語・朝鮮語」「ポルトガル語」「スペイン語」の調査票をご用意しています。希望される方はご連絡いただければお送りします。

### English (英語)

The attached sheets are the “Residents Human Rights Awareness Survey” conducted by Kawasaki City. We are sending this survey to 2,500 residents who are over 20 years old and randomly selected. (Please mail the filled questionnaire sheets by November 30, 2015). If you wish to have the English version, please contact us.

Fax : 044-200-3914 e-mail : 25zinken@city.kawasaki.jp

### 中文 (中国語)

另紙附上「关于人权的民意调查」（是由川崎市市政府实施）。此项民意调查的答卷，发送给任意抽取的市内满20岁以上的2,500名市民。投函期限为11月30日止。特为大家准备了中文版答卷，需要者请和下記部门联系为盼。  
传真：044-200-3914 e-mail : 25zinken@city.kawasaki.jp

### 한국어, 조선어 (韓国語・朝鮮語)

별도 첨부한 자료는 “인권에 관한 시민의식 조사”입니다. (실시주체는 가와사키시청). 가와사키시내에 살고 있는 만 20 세 이상 분들 중에서 무작위로 추출한 2,500 명 시민들에게 보냅니다. 우편 접수 마감은 11 월 30 일(월)입니다.

한국어・조선어 판도 준비하고 있으니 희망하는 분은 연락해 주십시오.

팩스번호 044-200-3914 e-mail : 25zinken@city.kawasaki.jp

### Português (ポルトガル語)

As folhas anexas se referem ao Questionário sobre a consciência dos direitos humanos realizado pela prefeitura de Kawasaki. Enviamos este questionário para 2,500 pessoas residentes maiores de 20 anos que foram escolhidas aleatoriamente. Favor mandá-los preenchidos até o dia 30 de novembro de 2015. Se queira receber a versão em português, favor comunicar-se à seção abaixo:

Fax : 044-200-3914 e-mail : 25zinken@city.kawasaki.jp

### Espanol (スペイン語)

Adjuntamos a la misma la “Encuesta referente a la Conciencia Ciudadana sobre los Derechos Humanos”, ejecutada por la ciudad de Kawasaki. Estamos enviando esta encuesta a 2,500 residentes de la ciudad de Kawasaki, mayores de 20 años de edad, que han sido seleccionados de forma aleatoria (al azar). Rogamos depositar la encuesta en el buzón hasta el 30 de noviembre de 2015. Si usted deseara obtener la traducción en español, por favor, contacte con la siguiente sección.

Fax : 044-200-3914 e-mail : 25zinken@city.kawasaki.jp

連絡先 川崎市 人権・男女共同参画室 (〒210-8577 川崎市 川崎区 宮本町1)

電話 044-200-2316 ファックス 044-200-3914

e-mail : 25zinken@city.kawasaki.jp

## 人権に関する市民意識調査

### ご記入にあたってのお願い

1. あて名のご本人がお答えください。  
ご本人による記入が難しい場合は、身近な方がご本人のお考えを聞きながら、記入をお願いいたします。
2. 回答は、あてはまる番号を○で囲むものと、□の枠内に番号を記入するものがあります。○の数は「1つ」「いくつでも」などと指定していますので、その範囲内でお答えください。
3. 回答に「その他」を選んだ場合は、番号を○で囲み（もしくは□の枠内に番号を記入し）、具体的な内容を（ ）内にご記入ください。
4. 質問によって、回答いただく方が限られる場合があります。ことわり書きや矢印に従ってご回答ください。

### ご記入がおわりましたら…

ご記入いただきました調査票は、同封の返信用封筒にて11月30日（月）までにご投函ください。（切手を貼る必要、お名前を記入する必要はありません）調査の結果は、川崎市のホームページで4月に公開する予定です。

◎ 疑問、不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

川崎市 市民・こども局 人権・男女共同参画室

TEL：044-200-2316

FAX：044-200-3914

E-mail：25zinken@city.kawasaki.jp

問1 あなたは、自分自身を含め市民一人ひとりの人権についての意識が、10年前（2005年）に比べて高くなっていると思いますか。（〇は1つ）

- |         |              |           |
|---------|--------------|-----------|
| 1. そう思う | 2. どちらともいえない | 3. そう思わない |
|---------|--------------|-----------|

問2 あなたは、川崎市では、一人ひとりの人権が尊重されていると感じますか。（〇は1つ）

- |         |              |           |
|---------|--------------|-----------|
| 1. そう思う | 2. どちらともいえない | 3. そう思わない |
|---------|--------------|-----------|

問3 あなたは、川崎市が、人々が互いのさまざまな違いを認め合い、共に生きる社会になっていると思いますか。（〇は1つ）

- |         |              |           |
|---------|--------------|-----------|
| 1. そう思う | 2. どちらともいえない | 3. そう思わない |
|---------|--------------|-----------|

問4 あなたは、今までに、あなた自身やご家族の人権が侵害されたと思ったことがありますか。（〇は1つ）

- |       |             |
|-------|-------------|
| 1. ある | 2. ない → 問6へ |
|-------|-------------|

↓ 問5へ

（問4で「1. ある」とお答えの方に）

問5 あなた自身やご家族が受けたと思う人権侵害は、次のうちどのようなものですか。（〇はいくつでも）

- |                      |                                  |
|----------------------|----------------------------------|
| 1. 男女平等に関わる人権侵害      | 13. 学歴差別                         |
| 2. いじめや虐待などの子どもの人権侵害 | 14. 思想・信条・宗教に関する差別               |
| 3. 高齢者差別             | 15. 仕事に関する差別                     |
| 4. 障害者差別             | 16. ひとり親であることまたは<br>両親がいないことへの差別 |
| 5. 同和地区出身であることへの差別   | 17. 婚姻状態(独身、事実婚など)への差別           |
| 6. アイヌの人々への差別        | 18. 子どもがいないことへの差別                |
| 7. 外国人差別             | 19. 容姿や容貌に関する差別                  |
| 8. エイズ患者・HIV感染者差別    | 20. 性的マイノリティ※                    |
| 9. ハンセン病元患者・回復者差別    | 21. 収入・財産などに関する差別                |
| 10. 刑を終えて出所した人への差別   | 22. その他（ ）                       |
| 11. 犯罪被害者などへの差別      |                                  |
| 12. プライバシーの侵害        |                                  |

※ 同性愛者や性同一性障害者などの性的少数者のことで、LGBT（Lはレズビアン（女性同性愛者）、Gはゲイ（男性同性愛者）、Bはバイセクシュアル（両性愛者）、Tはトランスジェンダー（心と体の性が一致しない人））という表現もあります。

(ここからは、全員の方におうかがいします。)

問6 「差別」について、あなたのお考えに近いものはどれですか。

問6-1 差別について (○は1つ)

1. あってはならない
2. あるのはしかたがない
3. されるほうに原因がある

問6-2 あなたは差別を (○は1つ)

1. しない
2. してしまうことがある
3. 気づかずにしているかもしれない

問7 あなたはこれまでに、他人を「差別」したことがありますか。ある場合、何について差別したことがありますか。(○はいくつでも)

- |                             |                     |
|-----------------------------|---------------------|
| 1. 年齢                       | 10. 婚姻状態 (独身、事実婚など) |
| 2. 学歴・出身校                   | 11. 子どもがいないこと       |
| 3. 職業                       | 12. 容姿や容貌           |
| 4. 収入・財産                    | 13. 犯罪被害者であること      |
| 5. 同和地区出身であること              | 14. 人種・民族・国籍        |
| 6. ひとり親であることまたは<br>両親がいないこと | 15. 思想・信条・宗教        |
| 7. 障害 (精神、身体、知的)・疾病         | 16. 刑を終えて出所したこと     |
| 8. 性別                       | 17. その他 ( )         |
| 9. 性的マイノリティ※                | 18. 差別をしたことはない      |

※ 同性愛者や性同一性障害者などの性的少数者のことで、LGBT (Lはレズビアン (女性同性愛者)、Gはゲイ (男性同性愛者)、Bはバイセクシュアル (両性愛者)、Tはトランスジェンダー (心と体の性が一致しない人) ) という表現もあります。

問8 さまざまな人権課題について、あなたが関心のあるものはどれですか。(○はいくつでも)

- |                            |   |
|----------------------------|---|
| 1. 男女平等に関わる人権              | 11. インターネットやSNS※による人権侵害                   |
| 2. 子どもの人権                  | 12. 貧困問題 (生活困窮、ホームレスなど)                   |
| 3. 高齢者の人権                  | 13. 性的マイノリティ (性同一性障害など<br>いわゆるLGBT) の人の人権 |
| 4. 障害者の人権                  | 14. 北朝鮮当局によって拉致された被害者<br>などの人権            |
| 5. 同和問題                    | 15. 人身売買                                  |
| 6. アイヌの人々の人権               | 16. 仕事に関する差別の問題                           |
| 7. 外国人市民の人権                | 17. その他 ( )                               |
| 8. HIV感染者・ハンセン病患者など<br>の人権 | 18. 特にない                                  |
| 9. 刑を終えて出所した人の人権           |   |
| 10. 犯罪被害者などの人権             |   |

※ SNS: Social Networking Serviceの略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。

問9 結婚相手を決めるときに相手の身元調査をすることについて、あなたのお考えに近いものはどれですか。(〇は1つ)

- |             |            |          |
|-------------|------------|----------|
| 1. 当然のことと思う | 2. おかしいと思う | 3. わからない |
|-------------|------------|----------|

問10 あなたは、同和地区や同和问题※などのことを知っていますか。(〇は1つ)

- |          |        |
|----------|--------|
| 1. 知っている | → 問11へ |
| 2. 知らない  | → 問16へ |

※ 同和问题：「同和地区」などと呼ばれる地域出身であることや、そこに住んでいるというだけで、日常の様々な場面で差別を受ける問題。部落問題ともいう。

(問10で「1. 知っている」とお答えの方に)

問11 あなたが、同和地区や同和问题についてはじめて知ったきっかけは何ですか。(〇は1つ)

- |                      |
|----------------------|
| 1. 家族(祖父母、父母、兄弟など)から |
| 2. 親戚の人から            |
| 3. 近所の人から            |
| 4. 職場の人から            |
| 5. 学校の友だちから          |
| 6. 学校の授業で            |
| 7. インターネットやSNSで      |
| 8. テレビ・ラジオ・新聞・本などで   |
| 9. 人権についての講演会や研修会などで |
| 10. 県や市の広報紙や冊子などで    |
| 11. その他( )           |
| 12. はっきりとおぼえていない     |

問12 仮に、日ごろから親しくつきあっている隣近所の人が、同和関係者であることがわかった場合、あなたはどのようにしますか。(〇は1つ)

- |                                      |
|--------------------------------------|
| 1. これまでと同じように親しくつきあう                 |
| 2. 表面的にはつきあいを続けるが、できるだけ親しいつきあいは避けていく |
| 3. つきあいはやめてしまう                       |
| 4. その他( )                            |
| 5. わからない                             |



問13 あなたのお子さんが結婚しようとする相手が、同和関係者であるとわかった場合、あなたはどのようにしますか。子どもがいると仮定してお答えください。(○は1つ)

- 1. 子どもの意志を尊重する。親が口出しすべきことではない
- 2. 親としては反対するが、子どもの意志が強ければ仕方ないので認める
- 3. 家族や親戚の反対があれば、結婚を認めない
- 4. 絶対に結婚を認めない
- 5. その他 ( )

問14 仮に、あなたが同和関係者と結婚しようとしたとき、家族(親や兄弟姉妹)や親戚の人から強い反対を受けたら、あなたはどのようにしますか。(○は1つ)

- 1. 家族(親や兄弟姉妹)や親戚の反対にあっても説得せず、自分の意志を貫いて結婚する
- 2. 家族(親や兄弟姉妹)や親戚の説得に全力を傾けるが、それでも反対されたときは、自分の意志を貫いて結婚する
- 3. 家族(親や兄弟姉妹)や親戚の反対があれば、結婚しない
- 4. 同和関係者とは絶対に結婚しない

問15 同和問題の解決のために、どのようなことが必要だと思いますか。(番号は3つまで)

- 1. 同和関係者の収入の向上や生活環境などの改善を図る
- 2. 同和関係者が差別に負けないように努力し、積極的に行政や同和関係者以外の人に働きかけていく
- 3. 同和関係者が、一定の地区(同和地区)に固まって住まないで、分散して住むようにする
- 4. 同和問題にかかわる人権相談や生活相談などを行う
- 5. 同和問題にかかわる講演会や研修会などの啓発を行う
- 6. 小・中学校で同和問題にかかわる教育を推進する
- 7. 自分たち一人ひとりが正しい知識を得るように努力する
- 8. えせ同和行為<sup>\*</sup>を排除する
- 9. 同和問題のことなど口に出さず、そっとしておけば、差別は自然になくなる
- 10. どのようにしても差別はなくなる
- 11. その他 ( )
- 12. わからない

下の枠内に番号を1つずつ、3つ以内で記入してください。

Three empty rectangular boxes stacked vertically, with a large arrow pointing from the list area to the top box.

<sup>\*</sup> えせ同和行為：同和問題を口実にして、会社・個人などに不当な利益や義務のないことを求める行為。



(ここからは、全員の方におうかがいします。)

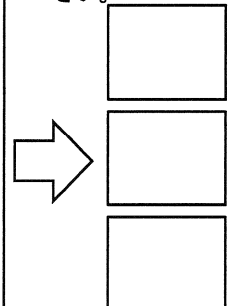
問16 子どもが成長したなどで再就職を希望する女性に対して、配偶者またはパートナーが「男は仕事、女は家庭」と反対しました。このことについて、あなたはどのように思いますか。(〇は1つ)

1. 差別だと思う                      2. どちらともいえない                      3. 差別とはいえないと思う

問17 あなたが、女性の人権に関することについて、特に問題だと思うものは何ですか。(番号は3つまで)

1. 「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識
2. 就職時の採用条件、仕事の内容、昇給昇進における男女差など、職場における男女の待遇の違い
3. 職場や学校などにおけるセクシャル・ハラスメント(性的いやがらせ)
4. 配偶者や恋人など親しい関係にあるパートナーからの暴力(殴る、暴言、行動を監視するなど)
5. 売春・買春(援助交際を含む)
6. テレビ、ビデオ、雑誌、インターネットやSNSなどによる女性の性を強調する情報
7. 女性に対する犯罪や暴力に関する支援・相談体制が十分ではない
8. 政治・経済・社会などの分野における政策・方針決定過程への女性の参画が低い
9. その他( )
10. 特にない
11. わからない

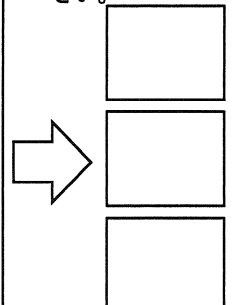
下の枠内に番号を1つずつ、3つ以内で記入してください。



問18 あなたが、子どもの人権に関することについて、特に問題だと思うものは何ですか。(番号は3つまで)

1. 仲間はずれや無視、暴力やいやがらせなどのいじめをすること
2. いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをすること
3. 教師が子どもを殴るなど体罰を加えること
4. 親などがしつけと称して子どもに暴力を加えたり、育児放棄(ネグレクト)などをして虐待すること
5. 子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されたり、貧困が世代を超えて連鎖したりすること
6. 大人が子どもの意見を無視したり、大人のを考えを押しつけること
7. 児童買春や児童ポルノなど
8. その他( )
9. 特にない
10. わからない

下の枠内に番号を1つずつ、3つ以内で記入してください。





問21 あなたが、性的マイノリティの人権に関することについて、特に問題だと思うものは何ですか。(番号は3つまで)

1. 性的マイノリティに対する社会的理解が低いため、誤解や偏見があること
2. 就職や仕事の内容、待遇などで、不利な扱いをすること
3. 地域社会・職場・家庭・学校などで排除し、孤立させること
4. いやがらせをしたり、蔑称で呼ぶなど差別的な言動をすること
5. 法整備などが十分でないこと
6. 就職や住居への入居の際などに性別について聞くこと
7. 性的マイノリティのための相談・支援体制が十分でないこと
8. 本人や家族の結婚に関して、周りから反対されること
9. その他 ( )
10. 特にない
11. わからない

下の枠内に番号を1つずつ、3つ以内で記入してください。

Three empty rectangular boxes stacked vertically, with a large right-pointing arrow to their left.

問22 あなたが、インターネットに関することについて、人権上特に問題だと思うものは何ですか。(番号は3つまで)

1. 他人の誹謗中傷や差別的な表現など、人権を侵害する情報を掲載すること
2. 出会い系サイトや裏サイト※・闇サイト※など犯罪を誘発する場となっていること
3. 事件の捜査対象となっている未成年者の実名や顔写真を掲載すること
4. 児童ポルノの温床となっていること
5. 一度掲載されると拡散し、完全に消去することが困難であること
6. インターネットやSNS上で人権侵害を受けた人のための相談・支援体制が十分でないこと
7. 法的規制が不十分であったり、違法な情報発信者に対する監視や取締りが十分でないこと
8. その他 ( )
9. 特にない
10. わからない

下の枠内に番号を1つずつ、3つ以内で記入してください。

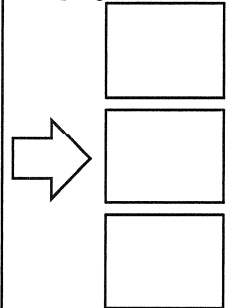
Three empty rectangular boxes stacked vertically, with a large right-pointing arrow to their left.

※ 裏サイト：ある特定の企業や学校などの話題を扱う非公式のコミュニティサイト。  
※ 闇サイト：犯罪を助長したり、誘発しようとするウェブサイト。

問23 あなたが、犯罪被害者などの人権に関することについて、特に問題だと思うものは何ですか。（番号は3つまで）

1. 犯罪行為によって精神的なショックを受けること
2. 犯罪行為によって経済的な負担を受けること
3. 事件が周囲の噂になったり、好奇の目で見られたりすること
4. 捜査や刑事裁判で精神的・肉体的・経済的負担を受けること
5. 刑事裁判手続きにおいて必ずしも被害者の声が十分に反映されるわけではないこと
6. インターネットや手紙、電話などによって中傷などを受けること
7. プライバシーに関しての公表や取材等によって生活の平穏が保てなくなること
8. 犯罪被害者などのための相談・支援体制が十分でないこと
9. 本人や家族の結婚に関して、周りから反対されること
10. その他（ ）
11. 特にない
12. わからない

下の枠内に番号を1つずつ、3つ以内で記入してください。



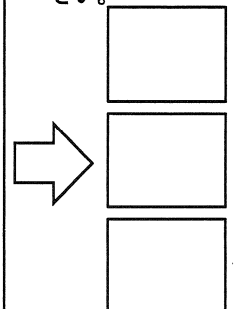
問24 もし、あなた自身やご家族の人権が侵害された場合、あなたは**まず最初**にどのような対応を取りますか。（○は1つ）

- |                      |                   |
|----------------------|-------------------|
| 1. 黙って我慢する           | 6. 市役所に相談する       |
| 2. 相手に抗議する           | 7. 警察に相談する        |
| 3. 身近な人に相談する         | 8. 民間の人権擁護団体に相談する |
| 4. 弁護士に相談する          | 9. その他（ ）         |
| 5. 法務局または人権擁護委員に相談する |                   |

問25 あなたは、人権について理解を深める上で、どのような方法が役立つと思いますか。（番号は3つまで）

1. 市や県の広報紙
2. 市や県の冊子・パンフレット
3. 新聞・雑誌
4. 書籍
5. テレビ・ラジオ
6. 映画・ビデオ
7. 掲示物（ポスター・立看板・懸垂幕など）
8. 講演会・研修会・イベント
9. インターネットやSNS
10. その他（ ）
11. 特にない
12. わからない

下の枠内に番号を1つずつ、3つ以内で記入してください。



問26 あなたは、川崎市が、子どもの権利の侵害や男女平等に関わる人権侵害についての相談・救済を行う人権オンブズパーソンや、市の各区役所で行われている人権擁護委員による人権相談を知っていますか。（〇は1つ）

- 1. 両方とも知っている
- 2. 人権オンブズパーソンのみ知っている
- 3. 市の各区役所で行われている人権擁護委員による人権相談のみ知っている
- 4. 両方とも知らない

問27 あなたは、人権についての講演会や研修会に参加したことがありますか。（〇は1つ）

- 1. 1回参加した
  - 2. 2回以上参加した
  - 3. 参加したことはない
- 問28へ
- 問29へ

（問27で「1. 1回参加した」「2. 2回以上参加した」とお答えの方に）

問28 参加して、人権について理解は深まりましたか。（〇は1つ）

- 1. 深まった
- 2. まあ深まった
- 3. あまり深まらなかった

（ここからは、全員の方におうかがいします。）

問29 あなたは、川崎市が行っている人権関連事業に参加したことや見たことがありますか。ある場合、人権についての理解は深まりましたか。それぞれについてお答えください。

問29-1 人権フェアに参加したことはありますか。（〇は1つ）

- 1. 1回参加した
- 2. 2回以上参加した
- 3. 参加したことはない

問29-① 人権フェアに参加して、人権についての理解は深まりましたか。（〇は1つ）

- 1. 深まった
- 2. まあ深まった
- 3. あまり深まらなかった

問29-2 人権フォーラムに参加したことはありますか。（〇は1つ）

- 1. 1回参加した
- 2. 2回以上参加した
- 3. 参加したことはない

問29-② 人権フォーラムに参加して、人権についての理解は深まりましたか。（〇は1つ）

- 1. 深まった
- 2. まあ深まった
- 3. あまり深まらなかった



問29-3 人権学校に参加したことはありますか。  
(○は1つ)

- 1. 1回参加した
- 2. 2回以上参加した
- 3. 参加したことはない

問29-③ 人権学校に参加して、人権についての理解は深まりましたか。(○は1つ)

- 1. 深まった
- 2. まあ深まった
- 3. あまり深まらなかった

問29-4 市政だより人権特集を見たことはありますか。(○は1つ)

- 1. 1回見た
- 2. 2回以上見た
- 3. 見たことはない

問29-④ 市政だより人権特集を見て、人権についての理解は深まりましたか。(○は1つ)

- 1. 深まった
- 2. まあ深まった
- 3. あまり深まらなかった

問29-5 人権尊重ポスターを見たことはありますか。(○は1つ)

- 1. 1回見た
- 2. 2回以上見た
- 3. 見たことはない

問29-⑤ 人権尊重ポスターを見て、人権についての理解は深まりましたか。(○は1つ)

- 1. 深まった
- 2. まあ深まった
- 3. あまり深まらなかった

問29-6 川崎市ホームページ(人権のページ)を見たことはありますか。(○は1つ)

- 1. 1回見た
- 2. 2回以上見た
- 3. 見たことはない

問29-⑥ 川崎市ホームページを見て、人権についての理解は深まりましたか。(○は1つ)

- 1. 深まった
- 2. まあ深まった
- 3. あまり深まらなかった

問29-7 その他の人権関連事業に参加した/見たことはありますか。(○は1つ)

- 1. 1回参加した/見た
- 2. 2回以上参加した/見た
- 3. 参加したこと/見たことはない

問29-⑦ その他の人権関連事業に参加して/見て人権についての理解は深まりましたか。(○は1つ)

- 1. 深まった
- 2. まあ深まった
- 3. あまり深まらなかった



最後に、あなたご自身のことについて、お伺いします。

F1 あなたの性別を教えてください。（○は1つ）

- |       |       |        |
|-------|-------|--------|
| 1. 男性 | 2. 女性 | 3. その他 |
|-------|-------|--------|

F2 あなたの年齢は、いくつですか。（平成27（2015）年11月1日現在の満年齢）  
（○は1つ）

- |           |           |          |
|-----------|-----------|----------|
| 1. 20～29歳 | 4. 50～59歳 | 7. 80歳以上 |
| 2. 30～39歳 | 5. 60～69歳 |          |
| 3. 40～49歳 | 6. 70～79歳 |          |

F3 あなたの現在のご職業を教えてください。  
（いくつかあてはまる場合は、主なものに○を1つ）

- |                                       |
|---------------------------------------|
| 1. 自営業（商店・農業など自分で事業をしている人）または、その家族従業員 |
| 2. 常勤                                 |
| 3. 非常勤（パート・アルバイトなど）                   |
| 4. 学生                                 |
| 5. 主に家事に従事している                        |
| 6. 職業についていない（年金などで生活している人を含む）         |
| 7. その他（ <input type="text"/> ）        |

F4 あなたにはお子さんがいますか。いる場合は、同居・別居にかかわらずお子さんの成長段階についてあてはまるものをお選びください。（○はいくつでも）

- |         |                |                                |
|---------|----------------|--------------------------------|
| 1. いる → | 1. 1歳未満        | 6. 高校生                         |
| 2. いない  | 2. 1歳以上～3歳未満   | 7. 短大・各種学校・大学生<br>（浪人を含む）      |
|         | 3. 3歳以上～小学校入学前 | 8. 社会人                         |
|         | 4. 小学生         | 9. その他（ <input type="text"/> ） |
|         | 5. 中学生         |                                |

質問は以上で終わりです。  
ご協力ありがとうございました。

同封の返信用封筒に入れて11月30日（月）までに郵便ポストにご投函ください。（切手は不要です）